

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書

年 月 日

記入例

住 所 上益城郡御船町御船995番地1

氏名又は名称 (株)ふねまる設備

代表者氏名 ふねまる

電話番号 096-123-4567

指定給水装置工事事業者の業務内容について			
休業日	毎週日曜 祝日 12/30~1/3 GW 等		
営業日	月曜~土曜		
営業時間	8:00~17:00 17時以降要相談		
漏水等修繕対応の可否 (該当部に○をつける)	屋内給水装置の修繕	埋設部の修繕	
	その他 ()		
給水装置工事主任技術者等の研修受講実績 (過去5年以内)			
水道法施行規則第36条 法第25条の8に規程する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業に関わる基準は次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋) 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。			
受講者名	研修会名	実施団体	受講年月日
御船 太郎	e-ラーニング	給水工事振興財団	令和3年10月5日
御船 次郎	業務研修	自社研修	令和3年8月20日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規程する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業に関わる基準は次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の非水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

不要な場合はチェック

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・穿孔・給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
御船 太郎	○	○	配管工	R3
御船 次郎	○	○	技能者認定	R3
御船 五郎	○	×		R3

※保有している資格等は「配管工」「配管技能士」「配管科の課程修了者」「講習会修了者」「検定会合格者」「技能者認定」の6種類のいずれかの資格をお持ちの場合に記載してください。

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を有する者に配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

本確認書は公表対象ではありません。

行数が足りない場合は必要に応じてコピー等してください。